

災害時に重要な道路を守りたい

No.42

国土交通省・内閣府
総務省・経済産業省

税制優遇

(開始年度)平成28年度

支援の名称

防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置

制度の
趣旨・背景

防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。

制度の
内容

防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置です。

■特例措置の内容

- ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域
課税標準4年間1/2に軽減
- ・上記以外の緊急輸送道路
課税標準4年間3/4に軽減

■特例期間

令和元年度～令和6年度

■対象施設

電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等



電柱が倒壊し、道路を閉塞した事例

対象と
なる方

一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等

問い合わせ
先など

国土交通省 道路局 環境安全・防災課

TEL : 03-5253-8111 (内線 38-154)

■関連 URL

- ・無電柱化の推進

<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>